

【添付書類・チェックリスト】

No	申請書類	<input checked="" type="checkbox"/>
1	松島町不妊検査費助成事業に係る受診等証明書(様式第2号) ※夫婦が別の医療機関を受診した場合は、妻の受診等証明書と夫が受けた検査の領収書原本(明細書含む)	<input type="checkbox"/>
2	夫及び妻の住民票(申請日から3か月以内に発行されたもの、続柄が省略されていないもの、個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)(コピー不可)	<input type="checkbox"/>
3	(本助成金の申請が2度目以降の場合) ・出生を事由としたリセットの申請の場合は子の出生を証明する書類(戸籍謄本・母子健康手帳の写し等) ・死産を事由としたリセットの申請の場合は事実を確認できる書類(死産届の写し・母子健康手帳の写し等)	<input type="checkbox"/>

申請書類に不備や不足がある場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

【注意事項】

助成申請(回数)は、夫婦1組につき1子につき1回まで申請可能です。

第1子の際に不妊検査を実施し助成金を受け取った場合でも、第2子以降に係る不妊検査の場合は申請することが可能です。

なお、助成金申請後に受診した費用は、助成期間内(夫婦のいずれか早い方の検査開始日から1年以内)でも、再度助成することはできません。

※1 不妊検査費助成事業に係る受診等証明書の「患者負担(領収)額」と助成金上限額(30,000円)を比較し、低い額を「申請額」欄に記入してください。

ただし、夫婦が別の医療機関を受診した場合は、妻の不妊検査費助成事業に係る受診等証明書の「患者負担(領収)額」と夫が受けた検査の領収書の金額を合算してください。

夫婦両方の検査費用を申請する場合も、本申請書は1枚にまとめて記入してください。

※2 助成対象期間は、検査開始日から原則1年間です。

夫婦両方の検査費用について申請する場合は、夫又は妻の検査開始日のいずれか早い日から起算となります。

<例> 「夫:令和6年11月10日検査 妻:令和7年4月5日検査」の場合

助成対象期間:令和6年11月10日から令和7年11月9日まで

※3 助成金の決定に係る通知は、申請者の住所地に郵送します。

【申請書の提出先】

〒981-0203 宮城郡松島町根廻字上山王6-27

松島町保健福祉センター どんぐり

「松島町健康長寿課健康づくり班」宛て

【問合せ先】

松島町健康長寿課健康づくり班

TEL 022-355-0703

FAX 022-353-3722

E-mail: kenkou@town.matsushima.miyagi.jp